

平成19年9月末の提案	平成19年11月末の決定事項
重度心身障害者等医療費支給事業 ・市民税非課税世帯を除き自己負担を導入 ・自立支援医療(更正医療、育成医療)は従来通り自己負担なし ・その他の医療についての自己負担は定率1割、月額上限2,500円	左に同じ ・左に同じ ・1レセプト当たり外来1,000円、入院2,000円まで
見直しの時期 平成20年8月診療分から実施	左に同じ

福祉医療制度見直しの概要(変更後)

平成19年11月27日 県より通知

○ 重度心身障害者等医療費支給事業の見直しについて

1. 見直しの概要

(1) 市町村民税非課税世帯の者は従来どおり自己負担を求めないが、その他の者については、自己負担を導入する。

- ・ 自立支援医療(更生医療・育成医療)については、従来どおり自己負担を求めない。
- ・ その他の医療費については、外来1レセ1,000円 入院1レセ2,000円までの自己負担を導入する。
- ・ 保険薬局については、月額管理の困難性の観点から、従来どおり自己負担を求めない。

- 市町村民税課税世帯に属する者の割合 : 約5割9分
- 自立支援医療についても自己負担(定率1割)が導入されている。
- 医療費が多額となる一方、所得が低くなる高齢者についても自己負担(定率1割)が導入されている。
(参考)後期高齢者医療制度における低所得1(年金収入等80万円以下等)の月額上限
15,000円(外来8,000円)
- 全国23都道府県において何らかの自己負担を求めている。

(2) 現在の対象者は、従来どおりこの制度の対象とするが、新たに制度の対象となる者は、65歳未満で重度心身障害者等になった者とする。

- 高齢期における医療費負担の軽減は、本来、後期高齢者医療制度で対応すべき事項
- 全国5都道府県で、同様の措置が講じられている。

2. 見直しの時期

平成20年8月診療分から実施(受給者証の切り替え時期との整合性)

3. 給付方法は各市町で判断

- 現行制度は償還給付を原則としているが、以下の状況を踏まえ、給付方法は各市町の判断に委ねることとする。
 - ・ 一定額の窓口負担を通じて、適正受診が期待されること。
 - ・ 現在も、市町が現物給付を採用したことを理由に補助額の減額は行っていないこと。
- (6市町が現物給付を採用)

【自立支援医療(更生医療・育成医療)の自己負担 → 月額上限付1割負担】

(参考)

生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	0 < 市町村民税 < 3万3千円 (所得割)	3万3千円 ≤ 市町村民税 < 23万5千円 (所得割)	(23万5千円 ≤ 市町村民税(所得割))
生活保護 0円	低所得1 2,500円	低所得2 5,000円	医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置		公費負担の対象外
			10,000円	40,200円	
			中間所得層1 5,000円	重 度 か つ 継 続 中間所得層2 10,000円	一定所得以上 20,000円

【福祉医療見直し → ①+②】

① 自立支援医療(更生医療・育成医療)に関する負担 → 負担なし

生活保護世帯	市町村民税非課税	0 < 市町村民税
0円	0円	0円



② その他の医療に関する負担 → 市町村民税非課税世帯を除き1レセ単位で負担

生活保護世帯	市町村民税非課税	0 < 市町村民税
0円	0円	外来1レセ1,000円 入院1レセ2,000円

注1:薬局での負担はなし。 注2:所得制限は従前どおり。